

☆治癒証明書・登園届について☆

学校保健安全法によって出席停止となる感染症にかかった場合は医師による治癒証明書が必要です。また、②の表に示す感染症にかかった場合は登園届を提出して下さい。登園届は1枚貼り付けてお渡ししておきます。医師の診断を受けた後登園される際に保護者の方が記入し提出して下さい。(予備は事務所にあります)幼稚園は幼児が集団で生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで子どもたちが快適に生活できるよう、みなさんのご協力をお願いします。

①医師による治癒証明書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目やになど症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌剤を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

②医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などでの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 (ヘルペス)	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児・乳幼児にあっては、3日経過するまで)

※ インフルエンザについては、園が指定する『インフルエンザ治癒報告書』を、保護者に記入していただき、登園の際、園に提出してください。医療機関の証明は不要になりますが、医師の治療を受け、登園停止の期間を経て、全身状態が回復してからの登園になりますようお願いいたします。

-----き-----り-----と-----り-----

<p>登園届 (保護者記入)</p>	
<p>みみょう幼稚園 園長 様</p>	<p>組 園児氏名 _____</p>
<p>病名「 _____ 」と診断され、</p>	<p>_____ において</p>
<p>年 月 日 医療機関名「 _____ 」</p>	<p>月 日より集団生活に支障がない状態であると診断されましたので、登園いたします。</p>
<p>保護者氏名 _____</p>	<p>印 (またはサイン)</p>